様式第６号（第７条関係）

利根町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

第　　　号
年　　月　　日

様

利根町長

　　年　　月　　日付けで支給決定のありました重傷病見舞金・遺族見舞金については，利根町犯罪被害者等支援条例第１３条第２項の規定に基づき，下記の理由により取り消すことに決定したので，通知します。

１　取消理由

２　返還期限　　　　年　　月　　日

（教示）

１．審査請求について

　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，利根町長に対して審査請求をすることができます。

２．取消しの訴えについて

　この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，利根町長を被告（利根町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。